

騒音・振動の届出案内

～特定工場等～

この案内は、工場や事業場から発生する騒音・振動について、生活環境を保全し、市民の健康を守るため、騒音規制法、県民の健康で快適な生活为确保するための環境の保全に関する条例（以下、「県条例」という。）及び振動規制法に定められた規制や届出等を解説したものです。

各届出様式は、滝沢市のホームページからダウンロードし、書類の作成を進めてください。

滝沢市 市民環境部 環境課

（令和6年12月1日現在）

目次

1	規制対象地域	1
2	規制対象施設	1
3	規制基準	1
4	特定工場等の届出	2
4. 1	届出の注意事項	5
5	計画変更勧告	7
6	改善勧告及び改善命令	7
7	報告及び検査	8
8	届出窓口	8

1 規制対象地域

騒音や振動を発生する施設を設置する際に規制の対象となる地域（以下、「指定地域」という。）は、本市の場合、都市計画法に定める用途地域により、表 1 のとおり区分されます。

表 1 指定地域

用途地域	騒音規制法・県条例 の規制区分	振動規制法 の規制区分
第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 田園住居地域	第 1 種区域	第 1 種区域
第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	第 2 種区域	
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	第 3 種区域	第 2 種区域
工業地域	第 4 種区域	

2 規制対象施設

指定地域において、別紙 1 及び別紙 2 に示す施設を設置又は使用する工場や事業場は、特定工場等として、本市に届出が必要です。

特定施設（騒音規制法・振動規制法で定める施設）や騒音発生施設（県条例で定める施設）を有する工場や事業場を「特定工場等」という。

3 規制基準

特定工場等から発生する騒音や振動については規制基準が定められています。この規制基準は、特定施設等を有する特定工場等全体から発生する騒音・振動が規制の対象となります。

特定工場等の敷地境界における規制基準は、表 2 及び表 3 のとおり区分されます。

表 2 騒音の規制基準

時間の区分 規制区分	昼 午前 8 時から 午後 6 時まで	朝 午前 6 時から 午前 8 時まで	夜 午後 10 時から 午前 6 時まで
		夕 午後 6 時から 午後 10 時まで	
第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル

備考

- ・第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域内に所在する学校（幼稚園含む。）、保育所、入院施設のある病院及び診療所、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地 50 メートルの区域内における規制基準は、表 2 で定める値から 5 デシベルを減じた値とする。

表 3 振動の規制基準

時間の区分 規制区分	昼 午前 7 時から 午後 8 時まで	夜 午後 8 時から 午前 7 時まで
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

4 特定工場等の届出

前記 1 の規制対象地域及び前記 2 の規制対象施設に該当する場合は、表 4・表 5 に示す届出を行うことが義務付けられています。

表4 特定施設（騒音・振動規制法）届出一覧

届出の種類	届出事由	届出期限	添付書類	根拠条項
特定施設設置届出書	特定施設を最初に設置するとき	設置に係る 工事開始日の 30日前まで	①特定施設の配置図 ②特定工場等及びその付近の見取図 ③騒音・振動の防止の方法を示す書類（敷地境界線上における騒音・振動予測値を含む。） ④参考資料（騒音・振動レベルが分かるもの）	騒・振法 6-1 騒・振規 様式第1
特定施設使用届出書	指定地域の変更や対象施設の指定変更により、新たに特定工場等となったとき	変更日から 30日以内		騒・振法 7-1 騒・振規 様式第2
特定施設の種類ごとの数変更届出書	すでに届出をしている特定工場等において、特定施設の種類や数を変更するとき	変更に係る 工事開始日の 30日前まで		騒法 8-1 騒規 様式第3
特定施設の種類及び能力ごとの数(特定施設の使用の方法)変更届出書	すでに届出をしている特定工場等において、特定施設の種類及び能力ごとの数、又は使用の方法を変更するとき	変更に係る 工事開始日の 30日前まで		振法 8-1 振規 様式第3
騒音防止の方法変更届出書 振動防止の方法変更届出書	届出をしている特定施設の騒音・振動の防止の方法を変更するとき	変更に係る 工事開始日の 30日前まで		騒・振法 8-1 騒・振規 様式第4
氏名等変更届出書	①届出者の氏名（法人の場合は代表者氏名）、名称、住所に変更があったとき ②工場や事業場の名称、所在地に変更があったとき	変更日から 30日以内	不要	騒・振法 10 騒・振規 様式第6
特定施設使用全廃届出書	届出をしている特定施設のすべての使用を廃止したとき	廃止日から 30日以内	不要	騒・振法 10 騒・振規 様式第7
承継届出書	①届出をしている特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けたとき ②相続、合併又は分割により特定施設のすべてを承継したとき	承継日から 30日以内	不要	騒・振法 11-3 騒・振規 様式第8

表5 騒音発生施設（県条例）届出一覧

届出の種類	届出事由	届出期限	添付書類	根拠条項
騒音発生施設設置届出書	騒音発生施設を最初に設置するとき	設置に係る工事開始日の30日前まで	①騒音発生施設の配置図 ②特定工場等及びその付近の見取図	条例 36-1 要綱 様式第7号
騒音発生施設使用届出書	指定地域の変更や対象施設の指定変更により、新たに特定工場等となったとき	変更日から30日以内	③騒音の防止の方法を示す書類（敷地境界線上における騒音予測値を含む。）	条例 37-1 要綱 様式第7号
騒音発生施設の種類の数変更届出書	すでに届出をしている特定工場等において、騒音発生施設の種類の数を変更するとき	変更に係る工事開始日の30日前まで	④参考資料（騒音）レベルが分かるもの）	条例 38-1 要綱 様式第8号
騒音の防止の方法変更届出書	届出をしている騒音発生施設の騒音の防止の方法を変更するとき	変更に係る工事開始日の30日前まで		条例 38-1 要綱 様式第9号
氏名（名称、住所、所在地）変更届出書	①届出者の氏名（法人の場合は代表者氏名）、名称、住所に変更があったとき ②工場や事業場の名称、所在地に変更があったとき	変更日から30日以内	不要	条例 40 要綱 様式第2号
騒音発生施設使用廃止届出書	届出をしている騒音発生施設のすべての使用を廃止したとき	廃止日から30日以内	不要	条例 40 要綱 様式第3号
承継届出書	①届出をしている騒音発生施設のすべてを譲り受け、又は借り受けたとき ②相続、合併又は分割により騒音発生施設のすべてを承継したとき	承継日から30日以内	不要	条例 40 要綱 様式第4号
環境保全監督者選任（解任）届出書	①騒音発生施設を設置したとき（選任） ②当該監督者を変更するとき（解任・選任）	選任又は解任したときから速やかに	不要	条例 90 要綱 様式第18号

4. 1 届出の注意事項

- (1) 各届出は、2部を提出してください（審査後、1部を返却）。
- (2) 届出をせず、又は虚偽の届出をした場合は、罰則の適用を受けることがあります。
- (3) 金属加工機械、圧縮機等、騒音・振動規制法の両方に該当する特定施設については、法ごとに届出が必要です。
- (4) 原動機が複数内蔵されている場合、1台あたりの定格出力で判断する施設と、複数数台の合計の定格出力で届出の区分を判断する施設があります。

例1 定格出力5.5kWの原動機を3台備えた空気圧縮機の場合
→ 1台あたりの定格出力で判断するため、騒音発生施設（県条例）に該当

例2 定格出力20kWと10kWの原動機を1台ずつ備えた圧延機械の場合
→ 定格出力の合計で判断するため、特定施設（騒音規制法）に該当

- (5) エアコンの室外機は、空気ではなく冷媒の圧縮機であるため、日本標準商品分類上「冷凍機」に分類されます。届出は、次のとおり分類してください。

・空気圧縮機（騒音規制法・県条例）	…非該当
・圧縮機（振動規制法）	…非該当
・冷凍機（県条例）	…定格出力3.75kW以上の場合 →騒音発生施設に該当
・送風機（騒音規制法・県条例）	…定格出力7.5kW以上の場合 →特定施設に該当 …3.75kW以上7.5kW未満の場合 →騒音発生施設に該当

- (6) 数変更届を不要とする場合

ア 特定施設（騒音規制法）・騒音発生施設

- ・施設の種類ごとの数を減少する場合
- ・施設の種類ごとの数を直近の届出の2倍以内の数に増加する場合

例1 同一施設5台（設置届等）
→ 同一施設3台増設（計8台）…届出不要
→ 同一施設3台増設（計11台）…5台の2倍を超えているため、数変更届を要する。

例2 300kNから600kNのプレスに更新…届出不要（施設の種類ごとの数が変わらないため）

イ 特定施設（振動規制法）

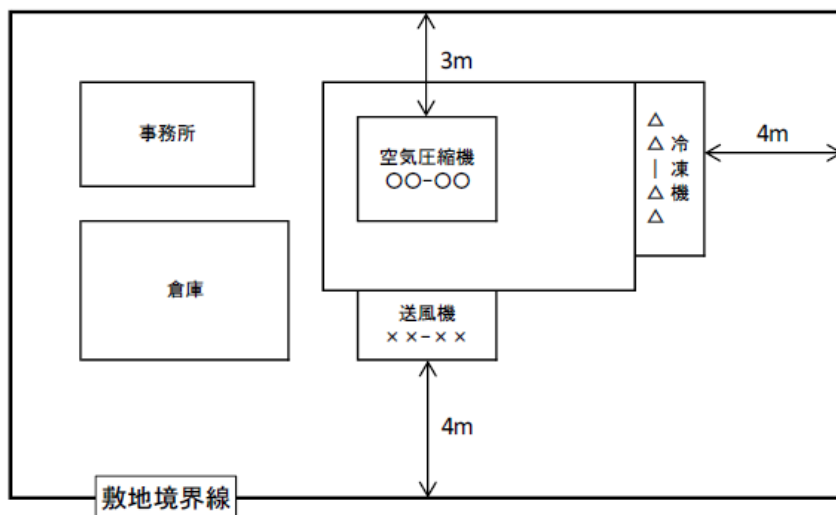
- ・施設の種類及び能力ごとの数を減少する場合

(7) 添付書類

ア 特定施設等の配置図

- ・届出をする特定施設等の種類・数が照合できるようにしてください。
- ・特定施設等から敷地境界線までの距離が把握できるように作図してください。

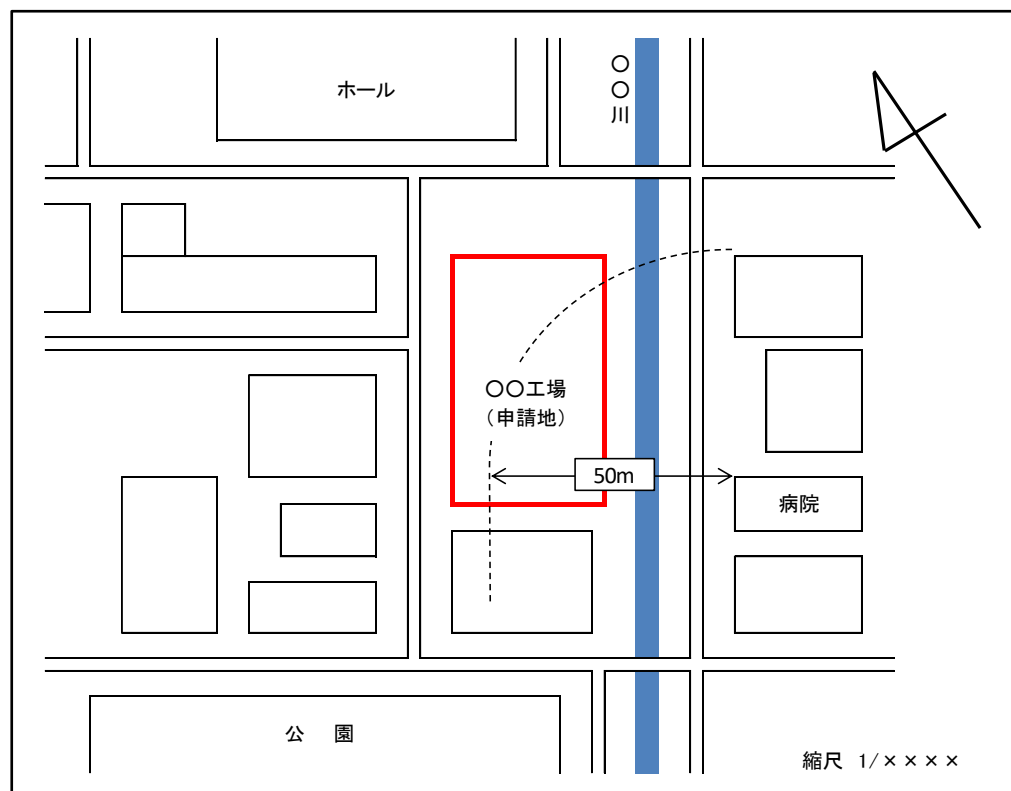
(配置図の例)



イ 特定工場等及びその付近の見取図

- ・申請地から50m付近の場所に学校、病院等の施設がある場合は、その施設からの距離を記入してください。

(見取図の例)



ウ 騒音（振動）の防止の方法を示す書類

- ・「本体に消音機を取り付ける」「施設を建屋内に設置する」「低騒音型の機械を使用する」等、具体的な対策を記載してください。
- ・必要に応じて、敷地境界線上における騒音・振動予測値を記載してください。

（騒音予測値の例）

特定施設等 騒音の値	空気圧縮機 〇〇－〇〇		送風機 ××－××		冷凍機 △△－△△	
発生源での騒音レベル	1 m	75.0	1 m	51.0	1.5m	45.5
音源対策による減衰量	消音機 設置	△10.0				
壁による減衰量	A L C パネル	△20.0				
距離による減衰量	3 m	△ 9.5	4 m	△12.0	4 m	△ 8.5
敷地境界線での騒音 レベル予測値	35.5		39.4		37.0	

備考

- ・距離減衰量は、次の式で計算しています。

$$\text{距離減衰量 (dB)} = 20 \times \log_{10} (r_2/r_1)$$
（r1＝基準となる騒音の距離、r2＝音源から敷地境界線までの距離）
- ・配置図等で騒音の発生源と予測地点の位置を記載してください。

5 計画変更勧告

市長は、特定施設等の設置の届出があった場合、届出に係る特定工場等において発生する騒音・振動が規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その事態を除去するために必要な限度において、騒音・振動の防止の方法又は特定施設等の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができます。

6 改善勧告及び改善命令

特定工場等において発生する騒音・振動が、規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音・振動の防止の方法を改善し、又は特定施設等の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができます。

更に、勧告を受けたものがその勧告に従わないで特定施設等を設置しているときは、

期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音・振動の防止の方法の改善又は使用の方法もしくは配置の変更を命ずることができます。

ただし、新たに指定地域となった日又は特定施設等となった日から３年間（振動における鍛造機は４年間）は命令の適用は猶予されます。

改善命令に違反した場合は、罰則の適用を受けることがあります。

7 報告及び検査

市長は、特定施設等を設置する者に対し、特定施設等の状況、その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に特定施設等を設置する者の特定工場等の場所に立ち入り、特定施設等その他の物件を検査させることができます。

報告をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは検査を妨げる等の行為をした場合は、罰則の適用を受けることがあります。

8 届出窓口

滝沢市 市民環境部 環境課

〒020-0692 岩手県滝沢市中鵜飼 55

TEL：019-656-6510（課直通）

E-mail：kankyou@city.takizawa.iwate.jp

騒音を発生する施設・建設作業の一覧

●特定施設（法第2条第1項の政令で定める施設。政令別表第1） ・ 騒音発生施設（県条例第2条第11号の規則で定める施設。県規則別表第4）

No.	施設の名称		規模等		法No.	県No.
1	金属加工機械	圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5kW（キロワット）以上のもの		1 イ	-
		製管機械	すべてのもの		1 ロ	-
		ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のもの		1 ハ	-
		液圧プレス	矯正プレスを除く。		1 ニ	-
		機械プレス	呼び加圧能力が294kN（キロニュートン）以上のもの		1 ホ	-
		せん断機	原動機の定格出力が3.75kW以上のもの		1 ヘ	-
		鍛造機	すべてのもの		1 ト	-
		ワイヤーフォーミングマシン	すべてのもの		1 チ	-
		ブラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のを除く。		1 リ	-
		タンブラー	すべてのもの		1 ヌ	-
		切断機	といしを用いるものに限る。		1 ル	-
2	金属加工用の施盤（ベルト駆動式のもの）		すべてのもの		-	1
3	空気圧縮機（環境大臣が指定するものを除く。）及び送風機		原動機の定格出力が	7.5kW以上のもの	2	-
				3.75kW以上7.5kW未満のもの	-	2
4	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が7.5kW以上のもの		3	-
5	織機		原動機を用いるものに限る。		4	-
6	建設用資材製造機械	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が	0.45m ³ （立方メートル）以上のもの	5 イ	-
				0.45m ³ 未満のもの	-	3
		アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg（キログラム）以上のもの		5 ロ	-
7	穀物用製粉機		ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のもの		6	-
8	木材加工機械	ドラムバーカー	すべてのもの		7 イ	-
		チッパー	原動機の定格出力が	2.25kW以上のもの	7 ロ	-
				2.25kW未満のもの	-	4(1)
		碎木機	すべてのもの		7 ハ	-
		帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が	15kW以上のもの	7 ニ	-
				7.5kW以上15kW未満のもの	-	4(2)
				木工用のものにあつては原動機の定格出力が	2.25kW以上のもの	7 ニ
		丸のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が	1.5kW以上2.25kW未満のもの	-	4(3)
				15kW以上のもの	7 ホ	-
				7.5kW以上15kW未満のもの	-	4(2)
		かんな盤	木工用のものにあつては原動機の定格出力が	2.25kW以上のもの	7 ホ	-
				1.5kW以上2.25kW未満のもの	-	4(3)
				2.25kW以上のもの	7 ヘ	-
		1.5kW以上2.25kW未満のもの	-	4(4)		
9	抄紙機		すべてのもの		8	-
10	印刷機械		原動機を用いるものに限る。		9	-
11	合成樹脂用射出成形機		すべてのもの		10	-
12	鋳造型機		ジョルト式のものに限る。		11	-
13	冷凍機		原動機の定格出力が3.75kW以上のもの		-	5
14	冷却塔		原動機の定格出力が0.75kW以上のもの		-	6
15	バーナー		燃料の消費能力が1時間当たり50ℓ（リットル）以上のもの		-	7

●特定建設作業（法第2条第3項の政令で定める作業。政令別表第2）

No.	作業の種類	法No.
1	くい打ち機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）	1
2	びょう打機を使用する作業	2
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50m（メートル）を超えない作業に限る。）	3
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	4
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）	5
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして、環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業	6
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業	7
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業	8

振動を発生する施設・建設作業の一覧

●特定施設（法第2条第1項の政令で定める施設。政令別表第1）

No.	施設の名称		規模等	法No.
1	金属加工機械	液圧プレス	矯正プレスを除く。	1 イ
		機械プレス	すべてのもの	1 ロ
		せん断機	原動機の定格出力が1kW（キロワット）以上のもの	1 ハ
		鍛造機	すべてのもの	1 ニ
		ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5kW以上のもの	1 ホ
2	圧縮機（環境大臣が指定するものを除く。）		原動機の定格出力が7.5kW以上のもの	2
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が7.5kW以上のもの	3
4	織機		原動機を用いるものに限る。	4
5	コンクリートブロックマシン		原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のもの	5
	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械		原動機の定格出力の合計が10kW以上のもの	5
6	木材加工機械	ドラムバーカー	すべてのもの	6 イ
		チップパー	原動機の定格出力が2.2kW以上のもの	6 ロ
7	印刷機械		原動機の定格出力が2.2kW以上のもの	7
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のもの	8
9	合成樹脂用射出成形機		すべてのもの	9
10	鋳型造型機		ジョルト式のものに限る。	10

●特定建設作業（法第2条第3項の政令で定める作業。政令別表第2）

No.	作業の種類	法No.
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	1
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	2
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50m（メートル）を超えない作業に限る。）	3
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）	4